

【別添2】

第3回熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会 議事録（概要版）

【1 制度設計にあたっての基本的な考え方について】

[委員] 基本的考え方のなかで、適切な行政文書の管理と情報公開は、車の両輪であることを、明記すべきである。

[事務局] 行政の説明責任と透明性の確保にあたり、適切な行政文書の管理と情報公開はまさしく車の両輪であり、きちんと明記したい。

【2 規程形式について】

[委員] 条例化するメリットが大きいので、提言には具体的に「条例化」という表現を用いるべき。

[委員] 条例化の際、どこまでを条例化するのか整理し、そのほかはどう定めるかも検討すべき。

[事務局] 当該条例は、理念的条例になると考えられるため、条例とする事項とその他の規則・訓令事項等と整理していく。

[委員] 適切な管理が必要とされる行政文書の範囲は、県民の立場からすると知事部局のみならず、広く熊本県全体とすべきである。

【3 各種基準と第三者の関与】

[委員] 文書の分類や保存期間の基準、保存期間の延長の基準及び歴史的文書の選別基準において、それぞれのステージ毎に第三者が関与する必要はないか。

[事務局] ①文書の分類が適正かどうかについては、まず内部で自己検証作業を行いたい。
②各種の基準や廃棄に際しての第三者の関与については、個々に実情が異なることから、必ず第三者が関与すべきというご提言をいただくと、それぞれにおいて、適切な施策を検討できるものと考えている。

[委員] 専門的知見を有する専門家等から構成される第三者機関の設置が必要ではないか。

【4 歴史的文書の利用・活用】

[委員] 公文書館を設置すれば、課題となっているいくつかのことが解決するため、公文書館に係る記載については、「公文書館の設置についての早急な検討が必要」と書くべきではないか。

【5 廃棄について】

[委員] 二重チェックに際しては、行政のみならず第三者の関与が必要ではないか。例えば、廃棄対象文書一覧をホームページ等に登載することにより一般公開する方法など